

# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年6月30日

（名称）飯田市地域公共交通改善市民会議

（代表者名）会長 土屋 巳喜雄

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

バリアフリー化設備等整備事業計画

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

飯田下伊那地域では高齢化の進展に伴い、通院等に福祉車両を希望する利用者も増加し、今後もさらにその傾向が強まることが予想される。

その中で、タクシーのバリアを解消していくことは、高齢者等移動困難者の外出を支えるために重要となる。

リフト、スロープを装備するタクシー車両を導入することで、高齢者や障がい者が利用しやすい移動手段を確保していく。

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### （1）事業の目標

市内を運行するタクシー事業者の福祉タクシー及びユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、より一層のバリアフリー化を図る。

### （2）事業の効果

リフト、スロープを装備するタクシー車両を導入することにより、車いすやストレッチャー利用者へバリアフリーな移動を提供する事ができる。

## 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### （1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）※具体的に記載すること。

- ・リフト付きタクシー車両の導入 1台 : 南信州広域タクシー(有)
- ・スロープ付きタクシー車両の導入 2台 : 南信州広域タクシー(有)

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

**※3区分すべてについて記載すること**

南信州広域タクシー(有)

身体・知的障害割引	各	1割引	精神障害割引	設定なし
通院割引		同	同 1回利用ごと	100円引
遠距離割引		同	同 9,000円以上	1割引

(実施事業者(補助対象事業者)における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要)

南信州広域タクシー(有) 24.0%

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第3条に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上、一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてスロープ付きタクシー車両の導入及びリフト付きタクシーの入替による公共交通のバリアフリー化事業である。

〈バスターミナルに係る事業〉

**5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

令和5年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
スロープ付き タクシー の導入	5,038千円	1,200千円	千円	千円	3,838千円
	100%	23.8%	%	%	76.2%

令和5年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
リフト付き タクシー車 両の導入	3,072千円	800千円	千円	千円	2,272千円
	100%	26.0%	%	%	74.0%

※総事業費については見込み額を記載  
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

## 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。  
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和5年度				平成〇年度				平成〇年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
スロープ付きタクシー及びリフト付きタクシーの導入												

## 7. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年6月30日 飯田市地域公共交通改善市民会議において承認予定

## 8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。  
 車いす利用者が乗降できる車両を望む声があった。

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課
関係市区町村	飯田市、阿智村、喬木村、天龍村、高森町
交通事業者・交通施設管理者等	信南交通、長野県タクシー協会下伊那支部、長野県飯田建設事務所 飯田警察署
地方運輸局	長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	まちづくり委員会、飯田市社会福祉協議会、飯田商工会議所、飯田医師会、飯田市民生児童委員協議会等

### ■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 長野県飯田市大久保町 2534 番地  
 （所 属） 飯田市リニア推進部リニア推進課公共交通係  
 （氏 名） 伊藤 架奈恵  
 （電 話） 0265-22-4511 内線 3313  
 （e-mail） kotsu@city.iida.nagano.jp